

福岡県医第852号(地)

平成20年7月4日



各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 横倉 義武

(公印省略)

労災診療費算定基準の取扱いに係る疑義解釈の送付について

平成20年度健康保険診療報酬点数表等の改定に伴い、平成20年4月1日より労災診療費算定基準の一部改正が実施されたところです。

今般、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課より「疑義解釈資料」(Q&A)が発出された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

労災担当理事 島田昇二郎

会長 丸山 泉

(保 89)

平成20年6月30日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
石 井 正



労災診療費算定基準の取扱いに係る疑義解釈資料の送付について

平成20年度健康保険診療報酬点数表等の改定に伴い、平成20年4月1日より労災診療費算定基準の一部改正が実施されたところでありますが、これに関連して、今般、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課より、別添の「疑義解釈資料」(Q&A)が都道府県労働局あてに通知されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

労災診療費算定基準の取扱いに係る疑義解釈資料の送付について

(平 20. 6. 25 事務連絡 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長補佐)



事 務 連 絡
平成 20 年 6 月 25 日

社団法人日本医師会
常任理事 石 井 正 三 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（医療福祉担当）

労災診療費算定基準の取扱いに係る疑義照会資料の送付について

標記について、別添により都道府県労働局労災補償課長あて通知しましたので、都道府県医師会並びに貴会会員各位に対する周知について特段の御配慮をお願いいたします。

四肢の特例取扱い

問 1 右足、右手と部位が異なる場合の湿布の取扱いについて、改正前は、四肢加算の倍率ごとに算定するため、

右足 24点 × 1.5倍 = 36点

右手 24点 × 2.0倍 = 48点 合計 84点

と算定できたが、

平成20年4月の改正により、湿布処置の24点がなくなったため、倍率ごとに分けると、それぞれ「半肢の大部又は頭部、頸部及び顔面の大部以上」（35点）には該当しない。この場合の取扱いはいかがでしょうか。

(答)

- 1 平成20年3月5日付け保医発第0305001号「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」では、「同一疾病又はこれに起因する病変に対して創傷処置、皮膚科軟膏処置又は湿布処置が行われた場合は、それぞれの部位の処置面積を合算し、その合算した広さを、いずれかの処置に係る区分に照らして算定するものとし、併せて算定できない。」となっている。よって、同一疾病又はこれに起因する病変に対して湿布処置を複数の部位に行った場合は、それぞれの部位の処置面積を合算し、「半肢の大部又は頭部、頸部及び顔面の大部以上」にわたる範囲の湿布処置が行われた場合に算定できる。ただし、四肢加算の倍率（手指2倍、手指以外の四肢1.5倍、四肢以外1倍）が異なる部位に行う場合には、それぞれの倍率ごとに処置面積を合算して算定することができる。
- 2 なお、「湿布処置」を四肢加算の倍率が異なる範囲にまたがって、連続して行う場合には、処置面積を合算し、該当する区分の所定点数に対して最も高い倍率で算定することができる。四肢加算の倍率が異なる範囲に連続しないで「湿布処置」を行って、かつ、処置面積を合算し「半肢の大部又は頭部、頸部及び顔面の大部以上」にわたる範囲の湿布処置が行われた場合は、処置部位の中で最も高い倍率で算定することになる。

※「湿布処置」の算定例

「半肢の大部又は頭部、頸部又は顔面の大部以上」を100とする。

(処置面積の100については、算定方法(例)の解説のため、便宜上用いた数字であり、実際の請求においては、処置を担当する医師により「半肢の大部又は頭部、頸部又は顔面の大部以上」に該当するか判断するものである。)

(例1)

部位 (面積)	改定後	改定前
手：2.0倍 (100)	35×2.0	35×2.0
腕：1.5倍 (100)	35×1.5	35×1.5
背：1.0倍 (100)	35×1.0	35×1.0

手、腕、背については、四肢加算の倍率が異なる部位ごとにおいて、処置面積が「半肢の大部又は頭部、頸部又は顔面の大部以上」に該当することから、倍率ごとに処置面積を合算して算定。

(例2)

部位 (面積)	改定後	改定前
手：2.0倍 (50)	35×2.0 ←	24×2.0
腕：1.5倍 (100)	35×1.5	35×1.5
背：1.0倍 (50)	└	24×1.0

腕については、処置面積が「半肢の大部又は頭部、頸部又は顔面の大部以上」に該当することから、1.5倍で算定。

手、背については、四肢加算の倍率が異なる部位ごとにおいて、「半肢の大部又は頭部、頸部又は顔面の大部以上」に該当しないが、手、背の処置面積を合算すると「半肢の大部又は頭部、頸部又は顔面の大部以上」に該当することから、最も高い倍率（手：2.0倍）で算定。

(例 3)

部位 (面積)	改定後	改定前
手 : 2.0倍 (30)	35 × 2.0 ←	24 × 2.0
腕 : 1.5倍 (35)	└	24 × 1.5
背 : 1.0倍 (40)	└	24 × 1.0

手、腕、背については、四肢加算の倍率が異なる部位ごとにおいて、処置面積が「半肢の大部又は頭部、頸部又は顔面の大部以上」に該当しないが、手、腕、背の処置面積を合算すると「半肢の大部又は頭部、頸部又は顔面の大部以上」に該当することから、最も高い倍率（手：2.0倍）で算定。

(例 4)

部位 (面積)	改定後	改定前
手 : 2.0倍 (30)		24 × 2.0
腕 : 1.5倍 (35)		24 × 1.5
背 : 1.0倍 (30)		24 × 1.0

手、腕、背については、四肢加算の倍率が異なる部位ごとにおいて、処置面積が「半肢の大部又は頭部、頸部又は顔面の大部以上」に該当しない。また、手、腕、背の処置面積を合算しても「半肢の大部又は頭部、頸部又は顔面の大部以上」に該当しない。したがって、湿布処置は算定不可。

リハビリテーション

問 2 平成20年 3 月28日付け保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料」において、「(問121) 運動器リハビリテーションについて、ある病変に対して手術を行い、後日抜釘等の手術を行った場合に、2 度目以降の手術について新たに標準的算定日数の算定開始日とすることは可能か」との質問に対し、「(答) ある疾患に対する治療の一連の手術としてみなせる場合については不可」との回答ですが、労災保険における抜釘後の運動器リハビリテーションの起算日の取扱いについては、健保と同様に扱うのでしょうか。

(答)

- 1 労災保険における抜釘後の運動器リハビリテーションの起算日の取扱いについては、健保と同様である。

したがって、新たに特掲診療料の施設基準等の別表第 9 の 6 における運動器リハビリテーション料の対象患者に該当しない限り、新たな運動器リハビリテーションの起算日とはならない。

- 2 なお、労災保険においては、抜釘術の施行後、当初の起算日から運動器リハビリテーション料の標準的算定日数を超えて運動器リハビリテーションを行った場合であっても、診療報酬請求内訳書の摘要欄に標準的算定日数を超えて行うべき医学的所見等を記載することなどにより、リハビリテーションの必要性及び効果が認められるものについて、健保点数表に定める月の算定単位の制限等にかかわらず運動器リハビリテーション料の算定が可能である。